

一般社団法人への認可下りる!!

当協会の一般社団法人への認可が下りることになりました。

去る1月26日、公益法人改革への主務官庁である東京都生活文化局管理法人課の担当者より当協会の安住専務理事に電話連絡がありました。

法人改革への移行対応の状況については、その経過状況を含めてお知らせしてまいりました。振り返ってみますと、平成22年3月の予算総会時に「一般社団法人に移行する」ことを決議しました。昨年の3月の予算総会では定款変更(案)、予定スケジュールなどの提示と意見聴取を行いました。この時の意見を踏まえ修正変更案が示され、以降の対応は執行部に一任されることになりました。この後、当協会は東京都に対し「移行許可申請書(案)」を提出しました。これを受け、東京都の担当者からは、7月14日に第1回の訂正指示と質問があり、7月29日に訂正、再提出しました。その後は、第2回(9月6日)、第3回(9月30日)、第4回(10月26日)、第5回(11月25日)の訂正指示と質問があったことまでは、「協会だより41号」の中で報告いたしました。

その後の情報としては、東京都から12月15日に修正内容を確認した旨の連絡があり、合わせて当協会の申請は「本申請日は平成23年12月19日とし、整理番号は[1113106775]、申請手続きは[移行認可申請]とする」旨の連絡を受け取っていました。

さらに本年に入ってから、1月4日に第6回となる修正依頼、1月16日には第7回となる修正依頼があり「実施事業収入の見込み額算定について」や「実施期間の累計額計算」などについて修正、提出しました。

これらの7回にわたる修正依頼に対しその都度、数日以内に修正を行っています。これらの申請業務に伴う修正内容の細かさは、傍から聞いても非常に面倒な感じを受けます。「公益社団法人でなく一般社団法人だから申請業務はそれほど難しくないだろう」と思っていただけに申し訳なく思います。小林副会長、安住専務理事お疲れさまでした。

今後は、「法人登記日は平成24年4月1日」として、手続きを進めるとのことです。

これを基に、当協会の新年度からの活動がさらに活発になり、実り多いものになることを期待します。

●2012新春賀詞交歓会開催●

恒例となっている当協会の2012新春賀詞交歓会が、1月11日、東京九段のホテルグランドパレスで開催されました。参加者は、正会員61名、賛助会員119名で、来賓には国土交通省関東地方整備局営繕部長の林 理様をはじめ15名の方々にご出席いただきました。ピアノアンサンブルによる軽やかな音楽が奏でられる中、司会を務めるナグモ設備設計事務所の南雲繁人氏により開会が宣言され、森村 潔会長から主催者を代表して開催の挨拶がありました。森村会長は、「3.11の大災害は国民全体に大きなショックと価値観を考え直すきっかけを与えた。我々設備技術者も考え方を根本的に見直す時が来ており、設備技術者ならではの貢献が求められる。社会全体が大きく変化の中で、設備技術者の新しい役割と設備設計事務所の新しい姿を探究して、前向きに考えて行こう」と力強く訴え掛けました。また、懸案となっていた公益法人改革に伴う「一般社団法人」への移行問題については、4月1日を法人登記日とするよう目指しており、次期の役員改選選挙を経て、「新体制の下で一般社団法人のスタートが切られる見込み」と表明しました。次いで来賓を代表して、国土交通省の林営繕部長よりご挨拶をいただきました。スピーチの中で林部長は、国土交通省の重要施策について、文科省との連携がされることなど多方面から説明されました。「地球環境とエネルギー問題を克服し、低炭素で持続可能循環型社会を構築するためには、既存の技術に加え新しい技術を最大限に活用して、建築物単体のみならず街全体で取り組むことが重要」とされ、その実現のため「建築設備分野が果たすべき役割とその重要性が増しており、建築設備技術者が技術力を高めて、震災で傷んだ我が国の再生のために尽力されることを願います」と結び、当協会への期待を強調されました。この後、賛助会運営委員会の近藤芳正委員長は、乾杯で「震災後の厳しい社会情勢の中であるが、正会員、賛助会員の相互協力をより強固にしていくことで、難局を乗り切りたい」と強い思いを伝えるとともに祝宴に入りました。祝宴は例年以上に活気が感じられました。歓談が続く中、小林貞夫副会長による閉会のことばと三本締めではお開きとなりましたが、当協会の新年の門出に相応しい和やかで実りある交歓会となりました。

●正会員理事候補者確定●

この度、平成24～25年度の理事・監事の選挙が行われました。選挙告示は昨年12月21日に行われ、正会員の理事立候補者と推薦候補者の受付は、本年1月20日で締め切られました。その結果、理事立候補8名、推薦候補者は4名でした。その後、候補者の意思確認が行われ2名の方が固辞され、候補者は10名と理事定数と同数でした。このため、理事会では選挙を経ること無しに10名の方を理事候補者として確定し、総会に諮り、正式に決定されることとなります。理事候補者は次の通りです。(敬称略 あるいはお順 再は再任、新は新任を示す)

(再)市村 充 (株)総合設備コンサルタント 代表取締役社長
(再)小林 貞夫 (株)総合設備計画 代表取締役社長

(再)小松 博 (株)蒼設備設計 代表取締役社長
(新)須貝 靖彦 (株)空間設備コンサルタント 代表取締役
(再)高倉 京一 (株)泉設備設計 代表取締役
(新)武井 一義 (株)ピーエーシー 代表取締役
(再)知久 昭夫 (有)知久設備計画研究所 取締役社長
(再)中村 滋宏 (株)設備計画 代表取締役
(再)望月 温 (株)日本設備企画 代表取締役
(再)森村 潔 (株)森村設計 代表取締役社長

●省エネ基準強化・義務化 国交省●

日刊建設通信新聞(12月26日)によれば「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプランに対する国交省、農水省などの各省の取り組みが明らかになった。国交省は、住宅・建築物の省エネ基準強化と段階的な義務化により、これまでの断熱性能や設備ごとの基準でなく、再生可能エネルギーの創出などを含めた1次エネルギー消費量で総合的に評価できるように見直す。省エネ建築物認定制度では、適合建築物を認定し税制優遇するとともに、通常国会に提出予定の「低炭素まちづくり促進法案」を創出し、高いレベルに基準を設定する。一方、農水省は、農山漁村への再生エネルギー発電設備の導入促進に向け、農地法、森林法、漁港漁場整備法などの手続きを簡略化する検討をしている」と伝えました。何はともあれ、設備に関連する環境行政が重視され、業務に繋がる可能性を秘めるだけに、会員の皆さまもご注意いただきたい内容です。

●省エネ住宅「スマホ」時代●

日本経済新聞(12月25日)によれば「次世代省エネ住宅「スマートハウス」、つまり「スマホ」がブレイクするかもしれない。従来の省エネ住宅とスマホの違いは、エネルギー消費を最適化する家庭内エネルギー管理システム(HEMS)などの技術を導入し「賢さ」を備えていることだ。福島第一原発の事故でエネルギーをめぐる生活環境は大きく変化し、「次世代」という位置付けだったスマートハウスの普及に向けた工程表は一気に短縮された感がある。積水化学工業は、すべての新築住宅をスマホ仕様に取り替える。同社では、蓄電池、太陽光発電システムHEMSをスマホの「三種の神器」と呼び、初年度に1万棟発売する計画。国からの補助金も活用し、顧客の実質的な上乗せ負担を200万円台に抑制する。大手のスマホ商戦は既に本格化している。スマホの普及は家電業界だけでなく、自動車業界にも影響を与えている。住宅と自動車の間で電力を効率的にやり取りする。コンセントを搭載した自動車から家庭に電力を供給、停電など非常時の対応ができる。LIXILでは東大生産技研と連携し、HEMSを通じて、ただ電力消費だけでなく、トイレや台所などの水回り製品の水量を制御する技術を開発中だ。家全体と住設機器ごとの水量の抑制目標を設定し、目標値を超えると水量を自動抑制する」と伝えています。スマートハウスが原発事故による節電需要と節水対応などのため、一気に広がりそうな状況が見えます。

●再生可能エネを原則導入

3000㎡ 庁舎でCO₂、電力6割削減●

日刊建設通信新聞(1月18日)によれば「最新の省エネ設備や再生可能エネルギー設備を盛り込んだ設計資料『省エネ・再生エネ東京仕様』を東京都が策定。12年度の施設整備から適用される。庁舎、学校、病院などの公有施設を対象に世界でも最高水準の省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備に加え、太陽熱利用設備や自然換気など再生可能エネルギー設備を原則導入。合わせて東日本大震災を契機に切迫する電力危機対策として都立施設の節電行動や都市型電源の確保にもつなげていく方針だ。庁舎モデル約3000㎡の試算では、従来仕様と比較して電力使用量やCO₂排出量を約3割削減。地球温暖化対策報告書制度で対象とする都内の中小規模事務所ビルの平均数値との比較では、電力消費量、CO₂排出量ともに約6割削減できる見込み」と東京都の省エネ・再生エネ利用の設計資料が策定されたことを知らせました。

●独立系発電 規制緩和へ●

日本経済新聞(1月18日)によれば「経産省は、独立系発電事業者(IPP)による発電を増やすための規制緩和に乗り出す方針を決めた。主要なIPPだけでも一昨年夏の東電管内の最大電力需要の3分の1～4分の1をまかなう潜在力がある。政府は発電事業への新規参入を促すため、電力会社の発電と送配電事業を分ける「送電分離」などを検討している。IPPは、鉄鋼や化学などの企業が多く、参入が増えれば電力会社との価格競争が進む。電気事業法の改正によって参加が可能になったが、落札事業者は全量を電力会社に供給することになっており、発電量を増やしても供給先を広げることができない。競争のない現状を改めるため、経産省は今春、火力発電所の入札を復活させ、加えてIPPが発電量の一部を電力会社以外にも販売できるようにする」と新たな電力の規制対応を伝えています。

●都市機能を集約し低炭素化…国交省が新法提出へ●

読売新聞(1月23日)によれば「国交省は、都市をコンパクト化して環境に配慮した街づくりを自治体に促すため、新法を通常国会に提出する。病院や学校、商業施設などの都市機能を中心部に集約し、車に頼らない都市にすることで温室効果ガスの排出を抑える狙いだ。対象となった地域では、省エネルギー基準を満たした住宅やビルに住宅ローン減税を拡大したり、事業費を補助したりする優遇措置を設ける。企業が省エネルギーなどを建設すれば、国と地方で事業費の最大3分の2を補助する。新法は「低炭素街づくり促進法案」で、震災復興を進める被災地や、空洞化に悩む地方都市を活性化することを目的に、2012年度中の施行を目指す」と、また一つ低炭素化に伴う新たな法案について伝えています。

●ビル節電 国が半額補助●

日本経済新聞(1月24日)によれば「経産省は夏場の電力使用を抑えるため、ビルの電力を効率的に管理するシステムを導入した企業に、費用の3分の1～2分の1を補助する制度を設ける。電力使用の管理が遅れている中小ビルなどに100万～500万円の簡易システムの普及を促す。まず7月までに5,000棟に補助し、2年間で15,000棟に広げる。最大使用電力を今夏は約30万KW、来夏は約90万KW抑えるのが目標。また、1棟ごとに補助するのは非効率なので、経産省は対象となるビルを1,000棟単位で集め、ビル入居者に空調の温度設定を助言する節電の「指南役」企業を募る」と節電に伴う新たな動きを伝えています。

●CO₂排出量 電力制限なし5.3%減 ありなら5.5%増●

熱産業経済新聞(1月25日)によれば「(社)日本エネルギー経済研究所は2011・2012年度の「短期エネルギー需給見通し」をまとめた。最終エネルギー消費は、電力制約なしのケースでは主に経済・生産活動の回復により前年度比1.1%の増加、電力制限ありのケースでは同0.2%減少と予測。エネルギー起源のCO₂排出量は、電力制限なしのケースでは原子力発電量の増加により同5.3%の減少、電力制限ありでは原子力発電量の低下を火力発電の稼働増で補うため同5.5%増加と予測している。また、化石燃料の輸入量は、石炭が630万トン、石油が1,513万トン、天然ガスがLNG換算1,995万トン増加する見込みとする」と伝えています。東日本大震災、それに伴う原発事故は環境問題にも大きく影響を与えています。

●平成24年ボウリング大会報告●

協会の懇親とリフレッシュを目的とした標記のボウリング大会が2月3日、恒例の高田馬場のBIGBOXで67名の方が参加、開催されました。女性や50歳以上の高齢者は、付加されたハンディのもと上位入賞を目指して、皆さん奮闘されました。競技で汗を流した後は、懇親会ではアルコールで喉を潤し、仕事を忘れて楽しい1日を過ごしました。